

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年3月4日（火）午後4時00分～午後5時10分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（11名）

農業委員		
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
4番	青木	清美
5番	水島	英樹
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
9番	高嶋	香織
11番	中野	義博
13番	大森	裕一
14番	石原	孝之

4 本委員会に欠席した委員（3名）

農業委員		
1番	大森	憲一
10番	清水	智也
12番	清水	正雄

5 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美
事務局長代理 佐渡 譲
事務局員 山崎 康治

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農地法第4条・5条の規定による許可申請の件
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定の件
- (4) 議案第4号 農用地利用配分計画の決定の件
- (5) 議案第5号 令和7年度農作業参考料金及び農地参考賃借料の決定の件
- (6) 協議事項 地域計画（案）について
- (7) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、3月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、3月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第19条第2項の規定により2番 山岡 知博 委員、3番 弓野 良子
委員を指名します。
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説
明いたします。
議案書は、1ページをご覧ください。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条
の規定による許可申請があったので、意見を求めます。
令和7年3月4日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は1件で、申請面積は1, 110. 00㎡
です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町山崎〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は入善町入膳〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇〇さんです。

申請農地は朝日町山崎〇〇〇番外2筆、地目は田、3筆、合計1, 110. 00㎡
です。

権利の設定としては、「譲受人の要望による」となります。

中野義博委員、大森憲一委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、山崎地区、花房地内、譲受人の自宅に隣接しております。

次に、許可基準についてですが、申請地②及び③については、自家用野菜を栽培す
る予定としており、また、申請地①については、譲受人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇の構成員として、農業に従事して、当該法人が引き続き耕作を行う農地にあつて
は、自ら耕作に供することに関わらず、例外的に農地の所有権の取得を認めることが
できるという規定に基づき、許可申請が行われたものです。

全部効率利用要件としては、申請地①については、譲渡人より譲受人が所属する法
人が借受け、耕作をしており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われま

申請地②及び③については、自家用野菜を栽培する予定としており、譲受人は農業
経験もあるため、今後も適正に管理・耕作されるものと思われま

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、申請地①については、譲受人が所属する法人は同集落内

で問題なく耕作しており、また、申請地②及び③については、譲受人は自家用野菜を栽培する予定としており、特段、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思いま。

議案第1号は以上でございます。

よろしくお願いいたしま。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思いま。

中野義博委員と大森憲一委員から意見書を提出いただいておりますが、大森憲一委員が欠席されているため、中野義博委員から意見をお願いいたしま。

中野委員 申請地①については、以前、譲受人の父が小作しておりましたが、その後、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が耕作しております。

また、譲受人も当該法人の組合員であり、申請地①内に乗入れするためには、譲受人の自宅内を通ってなければならないこともあり、譲受人が取得することで問題ないものと思いま。

なお、申請地②及び③については、事務局から説明のあったとおりです。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めま。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたしま。

会 長 次に、議案第2号「農地法第4条・5条の規定による許可申請の件」を上程いたしま。

事務局より説明願いま。

事務局 3ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第4条・第5条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第4条・5条の規定による許可申請があったので、同法施行令第7条並びに第15条の規定により意見を求めま。

令和7年3月4日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

議案第2号、5条関係が1件です。

では、議案第2号の1番です。

これは、5条における一時転用申請の案件です。

1番 借受人は、「黒部市荒俣〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇さん」です。

1番 貸渡人は、「入善町小杉〇〇〇番地、〇〇 〇〇さん」、「朝日町窪田〇〇〇番地、〇〇 〇〇さん」、「東京都足立区梅島三丁目〇番〇〇-〇〇〇号、〇〇 〇〇さん」です。

申請地は、朝日町窪田〇〇〇〇番外3筆、地目は田で、6,463.00㎡で、転用目的は陸砂利採取です。

清水正雄委員より意見書を頂戴しております。

本日、清水正雄委員が欠席されておりますが、一時転用許可相当であるという意見をいただいております。

申請地につきましては、4ページをご覧ください。

大家庄地区の窪田地内、県道大家庄・上飯野線の北側、北陸自動車道の南側で、入善町との境界の入川に隣接しています。

借受人は土木建築請負業をはじめ土砂採取販売を行っており、申請地において砂利の採取用地として利用しようとするものです。

令和9年3月末までの一時転用であり、砂利採取後、原状復旧することとしています。

申請には県への砂利採取の計画認可申請書のほか、採取や復元の計画書、地権者や耕作者、地元の同意書が合わせて提出されております。

農地区分につきましては、10ha以上連たんしている農用地区域ではありますが、本件の申請は2年間の一時転用となっており、入善町土地改良区の同意での意見書も添付されているとともに、一時転用の場合は農用地区域からの除外手続きは無くても転用することが可能であることになっております。

以上、第5条の規定による許可申請の件として、1件 田4筆、合計6,463.00㎡、となります。

よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第2号の1番の議案につきまして、審議したいと思っております。

意見書を提出されている清水正雄委員が欠席されておりますが、清水正雄委員の意見については、ただ今、事務局から報告のあったとおりです。

会 長 議案第2号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありますか。

会 長 申請地はここだけなのか。
砂利採取であれば、10tトラックにて運搬するものと考えられるが、周辺に通行可能な道路はあるのか。

事務局 申請地の北側の農地も砂利採取が計画されておりますが、入善町内であるため、議案書には表示されておられません。

入善町には、約18,000㎡の農地が申請されており、全体としては、

約24,000㎡となっております。

申請地付近には、町道と県道があり、10tトラックの運搬に使用されるものと思います。

会 長 その他に、皆様からご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、議案第2号の議案につきまして申請どおり県へ進達いたします。

会 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第4号「農用地利用配分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、5ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、22ページをご覧ください。

議案第4号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものとそれ以外という2部構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

初めに、農地中間管理事業以外の集積計画についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は1件となり、

田：6筆：9,475.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、8ページをご覧ください。

農地中間管理事業以外についての利用権設定状況の内訳です。

10年以上の借り手及び貸し手が、1件、9,475.00㎡、再設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各1件、9,475.00㎡、相対契約であります。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、町外の貸し手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて、農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

20ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は170件となり、

田：332筆：484, 936.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

次に、21ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳です。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、5件、9,623.00㎡、うち再設定を含む申請は、2件、749.00㎡となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、3件、1,939.00㎡、全て新規設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、162件、473,374.00㎡、うち再設定を含む申請は、146件、449,491.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各170件、484,936.00㎡のうち、借り手は全て公社となっております。

町外の貸し手は、44件、111,697.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、36ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は194件となり、

田：375筆：556,052.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となっております。

次に、37ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

3年未満の借り手及び貸し手が、14件、35,647.00㎡、全て再設定となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、12件、32,297.00㎡、うち再設定を含む申請が、9件、23,423.00㎡となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、5件、12,661.00㎡、うち再設定を含む申請が、2件、10,722.00㎡となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、163件、475,447.00㎡、うち再設定を含む申請が、147件、451,564.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各194件、556,052.00㎡のうち、貸し手は全て公社となっております。

町外の借り手は、8件、29,006.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

なお、今回の申請の中には、耕作者変更に係る申請として再配分が24件含まれております。

議案第3号及び第4号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第3号及び議案第4号の議案につきまして、審議したいと思います。

議案第3号及び議案第4号の議案において、当事者となる委員がおられますので、案件を分けて審議します。

まずは、11ページの議案第3号、27番の案件について審議したいと思います。
当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
11ページの議案第3号、27番の案件について、ご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 続きまして、24ページの議案第4号、15番及び16番の案件について審議します。
当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
24ページの議案第4号、15番及び16番の案件について、ご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 続きます、26ページの議案第4号、43番及び44番の案件について審議します。

当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
26ページの議案第4号、43番及び44番の案件についてご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 続きます、31ページの議案第4号、127番から129番までの案件について審議します。

当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会 長 それでは、議事を進めさせていただきます。
31ページの議案第4号、127番から129番までの案件についてご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会長職務代理者 続きますで、34ページの議案第4号、再配分36番の案件について審議します。当事者である〇〇〇〇委員は、しばらく退室となります。

(〇〇委員 退席)

会長職務代理者 それでは、議事を進めさせていただきます。
34ページの議案第4号、再配分36番の案件についてご意見及びご異議はありますか。

(意見なし)

会長職務代理者 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会長職務代理者 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。
それでは、〇〇〇〇委員の退室を解きます。

(〇〇委員 着席)

会 長 それでは、今ほどの当事者の案件以外の議案第3号及び議案第4号の案件について審議したいと思います。
ご意見及びご異議はありませんか。

(意見なし)

会 長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 次に、議案第5号「令和7年度農作業参考料金及び農地参考賃借料の決定の件」を上程いたします。
本年度は、3年に一度見直しをしております農作業参考料金及び農地参考賃借料の見直しの年であります。

去る2月27日、生産組合長や貸し手、借り手ほか、関係機関の皆さんにお集まり
いただいて、「農地参考賃借料検討委員会」を開催させていただきました。

この内容は、最終的に農業委員会で決定し、公表することとなっております。

この議案について、事務局より説明願います。

事務局 議案第5号「令和7年度農作業参考料金及び農地参考賃借料の決定の件」、令和7年度
農作業参考料金及び農地参考賃借料について、その決定につき意見を求めます。

令和7年3月4日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

41ページに、令和7年度朝日町農作業参考料金表（案）を、42ページに、令和7年
度朝日町農地参考賃借料（案）の資料を提示しております。

令和7年度朝日町農作業参考料金表（案）につきましては、令和6年度に農作業参考賃
金を改定しました。

基本的に5%以上の変動があった際に、その項目を変更していますが、該当する項目は
「あぜぬり機」の単価を79円/mから83円/mに変更する1項目のみとなります。

このことから、今回は「農作業参考賃金策定協議会」は、開催いたしませんでした。

このことから、2月定例会においてご案内いたしましたとおり、「あぜぬり機」の1項目
を改定したものとしております。

42ページの令和7年度朝日町農地参考賃借料（案）につきましては、試算の結果、
10aあたり次のとおりとなりました。

田の部1：10,000円（増減なし）

田の部2：7,200円（増減なし）

田の部3：2,000円（増減なし）

去る2月27日に開催いたしました「農地参考賃借料検討委員会」では、次の意見も出
されました。

（別添会議報告書から抜粋して説明）

検討委員会の結論として、議論した内容を農業委員会に報告し、提示案のとおり公表す
ることです承されました。

また、土地改良区賦課金のみならず、固定資産税相当分を加味するか検討することとい
う意見がありました。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

よろしく願います。

会長 ただ今、説明のありました議案第5号の議案につきまして、審議したいと思います。
ご意見及びご異議はありませんか。

（意見なし）

会長 それでは、ただ今の案件につきまして、異議のない方の挙手を求めます。

（全員挙手）

会 長 挙手多数で異議なしとのことですので、議案第5号の議案につきましては、事務局の説明どおり決定いたします。

会 長 次に、協議事項に移ります。
協議事項「地域計画（案）について」、事務局より説明願います。

事務局 それでは、協議事項「地域計画（案）について」、ご説明いたします。

このたび、人・農地プランの法定化に伴う農業経営基盤強化促進法の改正により、町内全域を5つに分けて、5地区分の地域計画（案）を作成いたしましたので、同法第6条の規定に基づき、関係者への意見聴取を行っており、農業委員会の委員の方々にも、ご意見を賜りたく、別添のとおり地域計画（案）を配付させていただきました。

地域計画の策定に向けた協議の経過といたしましては、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正されて以降、同年11月に担い手等による話し合い（第1回）を開催し、同年12月に生産組合長への説明等を行い、昨年11月に担い手等による話し合い（第2回）を開催するなど、農業者等からの意見等の取りまとめを進めて参りました。

（地域計画（案）の内容については、資料のとおり説明）

なお、清水智也委員から、本日都合が悪いということから、事前に、意見として、南保地区の「3任意記載事項」の⑦の取組内容に、「特に、認定農業者等の担い手にあつては、適切な農地等の維持管理に係る地域の活動に積極的に参画する。」という文言を追加してほしいという意見がありました。

また、今後の事務スケジュールにつきましては、現在実施している関係者への意見聴取については、3月7日（金）までを期限としており、関係者からの意見等を踏まえて、必要に応じて修正等を行い、最終的な地域計画の案を公告し、翌週から2週間の縦覧を行い、3月31日（月）に地域計画を策定し、公告を行う予定としております。

地域計画（案）については、以上です。

よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました地域計画（案）について、ご意見等がありますか。

会 長 1(1)「(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計」の欄について、空欄となっているが、記載しなくてもよいのか。

記載しないのであれば、紛らわしいため、削除してはどうか。

事務局 ご質問いただいた項目については、必須項目ではないため、記載しておりません。
また、当該項目の削除については、県に確認した上で、削除しても問題なければ、削除することとしたい。

会 長 その他に、ご意見等がありますか。

(意見なし)

会 長 この件につきましては、発言のあった意見を取りまとめて、当委員会から意見書として町に提出いたします。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。
続いて、その他に移ります。
事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…4月7日（月）16：00～

会 長 その他に意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして3月の農業委員会定例会を閉会いたします。
みなさま、お疲れ様でした。

・午後5時10分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員